

シンガポール、韓国についての海外出張報告

前主税局総務課課長補佐 吉住 秀夫

1. はじめに

筆者は、2007年4月15日から19日にかけて、政府税制調査会の井堀利宏委員、水野忠恒特別委員、永瀬伸子特別委員の随員として、シンガポール、韓国への出張調査に同行した。調査結果については、すでに5月11日の政府税制調査会において報告されているところであるが、ここでは改めて、筆者が受けた印象を踏まえつつ、その内容を振り返ることとしたい。なお、文中意見に亘る部分は、筆者の個人的見解であり、政府税制調査会あるいは財務省の見解とは関係がないことをご了解いただきたい。

2. シンガポール

マーライオンなどの観光名所を持ち、日本からも海外旅行先として人気の高い都市国家シンガポールは、その地理的利点を生かし、観光客だけでなく、海外企業の誘致にも努めている。都市国家であるこの国にとって、海外企業の誘致は自国経済の活性化を図る上で、欠かせない重要な要素である。

広さが約700平方キロメートルと狭く、東京23区に相当する程度であり、人口も約450万人と少なく、固有の天然資源も存在しない中、高い一人当たりGDPを維持しているこの国は、今後とも、金融統括会社を含む企業誘致による経済活性化を図る必要に迫られているといっ

さらに、経済政策という観点から見ても、シンガポールは貿易が盛んで輸出輸入に依存した経済であるため、ケインズ政策的な需要管理を行っても、その効果はかなり限定的なものに限られてしまうという難点がある。

このような状況の下、シンガポールにおいては、2007年7月から法人税率を引き下げ、物価サービス税（いわゆる消費税）を引き上げるという税制改革を実施している。今回はその税制改革の調査を行ったところである。

(1) 税制改正（全体）

2007年度税制改正における内容はネットで年間+3.1億Sドル（+229億円）（1Sドル=74円）の増収となっている。

税制改正内容	年間増減収額
増収項目（+）	
① 物品・サービス税率の引上げ（5%→7%）	+15億Sドル（約+1,110億円）
減収項目（▲）	
② 法人税率の引下げ（20%→18%）	▲ 8億Sドル（約▲592億円）
③ 法人税の軽減税率適用基準金額の拡大	▲1.5億Sドル（約▲111億円）
④ その他	▲2.4億Sドル（約▲177億円）
合計（ネット）	+3.1億Sドル（約+229億円）

（注）2007年度予算の歳入規模は約2,4兆円程度。

(2) 法人税率引き下げ

法人税については、2008賦課年度（2007年法人収益）から、法人税率を引き下げることとしている。しかしながら、今回の調査においては、

シンガポールの法人税率は低く、すでに多くの企業優遇措置が存在し課税ベースが侵食されているため、実質的な効果に乏しいのではないかという意見が多く聞かれた。

シンガポール財務省へインタビューした際もこの点について問うたところ、香港（法人税率17.5%）などの近隣諸国に対抗し、法人税率を下げることで、企業誘致を目的とした競争的租税環境を維持する姿勢を表明したい意向によるものだということがあった（「そのような姿勢を見せることに意味がある」と財務省高官が強調していたことが印象深かった。）

課税所得	現行税率	新税率
1万Sドル以下	5%	4.5%
1万Sドル超10万Sドル以下	10%	9%
10万Sドル超30万Sドル以下	20%	
30万Sドル超		18%

この改革を考える重要な点として、この改革は都市国家シンガポールという特殊要因に基づく改革であり、経済活性化のためには統括会社等の拠点を必要とするというこの国固有の事情があることを配慮する必要がある。

また、実際この法人税率がどの程度外資企業を惹きつける魅力となるかという点では、英語が通じるビジネス環境、充実した社会的インフラ、ファイナンスの容易さ、安定した政権基盤などがシンガポールの魅力ではないかという印象を持った。

(3) 物品・サービス税 (GST) 率引上げ

法人税率を引き下げ一方、安定的な財源確保のための物品・サービス税 (GST) 率引上げを2007年7月から実施している。具体的には、1994年：3%（導入）→2003年：4%→2004年：5%であったGST税率を5%→7%へ引き上げるといったものである。

この引上げにより、15億Sドル（約1,110億円）の増収を見込んでいるが、増収分は、①ワ

ークウェアを通じた社会保障制度の強化（4億Sドル（約296億円）/年）、②医療健康面での支出の増加（3億Sドル（約222億円）/年）、③シンガポール人の教育や訓練機会の提供等の財源とされる。さらに、引上げの影響緩和のため包括的なGST オフセットプログラムを実施することとしている。

このGST引き上げを行う背景は、①高齢化により所得税等の課税ベースが縮小する中、増大する社会保障費等への安定財源を確保する必要があったこと、②国際的潮流に合わせて、直間比率（現行直接税53%：間接税47%）を変更（間接税の割合の引上げ）する必要があることによるものと思われる。

実際この引上げの国民生活への影響については、GST オフセットパッケージの実施により、相当程度緩和されると思われ、実際、駆け込み需要といった影響は見られないようである。ただ、政府も便乗値上げを防止するため、不正値上げ防止委員会を2007年1月に立ち上げるなど（7月のGST税率引き上げ後も半年間存続）、対策を講じている。

このGST オフセットパッケージであるが、その内容は以下になっている。（5年間で総額40億Sドル（約2,960億円））。

① GST クレジット (GST 税率引上げの影響緩和のための現金支給)

年間課税所得及び住宅の年間資産評価価額に応じて4年間で最大1,000Sドル（約7.4万円）を支給。シンガポール国民の4分の3が800Sドル（約5.9万円）の手当を受給。

		住宅の年間資産評価価額		
		\$5,000以下	\$5,000超 \$10,000以下	\$10,000超
年間 課税 所得	\$24,000以下	\$1,000 (\$250ずつ 4年間支給)	\$800 (\$200ずつ 4年間支給)	\$400 (\$100ずつ 4年間支給)
	\$24,000超 \$100,000以下			
	\$100,000超	\$100（1年間支給）		

㊤ 高齢市民手当 (Senior Citizen's Bonus)

55歳以上のシンガポール人で、年間課税所得が10万 S ドル (約740万円) 以下の者は、1,000 S ドル (約7.4万円) までの高齢者ボーナスを受給。高齢者ボーナスの3分の2は現金、3分の1は中央積立基金の医療口座。

※ 中央積立基金 (CPF)・・・住宅、老後、医療等の福利厚生のため、使用者及び労働者より給与額の一定割合を労働者個人の口座に積み立てる強制貯蓄制度。普通口座、特別口座、医療口座がある。

		住宅の年間資産評価価額		
		\$ 5,000以下	\$ 5,000超 \$ 10,000以下	\$ 10,000超
年間課税所得	\$ 24,000以下	55～59歳 \$ 600 (\$ 150ずつ 4年間支給)	55～59歳 \$ 400 (\$ 100ずつ 4年間支給)	55～59歳 \$ 200 (\$ 50ずつ 4年間支給)
		60歳～ \$ 1,000 (\$ 250ずつ 4年間支給)	60歳～ \$ 800 (\$ 200ずつ 4年間支給)	60歳～ \$ 400 (\$ 100ずつ 4年間支給)
	\$ 24,000超 \$ 100,000以下			

㊤ 中央積立基金に対する使用者・労働者拠出割合の変更

社会保障制度の強化として、中央積立基金の使用者拠出率を現行の13ポイントから1.5ポイント引き上げ14.5ポイントとする。他方、中小企業には負担軽減策を実施。

※ 使用者拠出率13%→14.5%への引上げに伴う1.5%の増分は従業員の CPF 口座の普通口座 (+1%)、医療口座 (+0.5%) に分配。

※ 35歳超で月収1,500 S ドル (約11.1万円) 以下の者については、使用者負担率を引下げ。

※ 月収1,500 S ドル (約11.1万円) 以下の者 (年齢は考慮しない) については、月収に応じて、労働者負担率を引下げ。

(4) 少子化対策

日本では少子化が問題となっているが、同じような状況がシンガポールを含むアジアでも見られる。今回は、少子化についても調査を行ってきた。

日本と同じようにシンガポールでも、出生率は低下傾向にあり、2005年の出生率は1.25と、日本とほぼ変わらない水準 (民族別では、華人系で1.08、インド系で1.25、マレー系で2.07。シンガポールの人口維持に必要な出生率：2.1) となっている。

・出生率の低下

※ 1990年：1.83→2000年：1.60→
02年：1.37→ 03年：1.26→
04年：1.25→ 05年：1.25

この背景としては、女性の社会進出に伴う子育ての機会費用の増大 (ワークライフバランス) や子ども一人当たりの教育費の高騰があるものと思われる。

もちろん、シンガポールでも出生率低下を防止するための少子化対策も講じられており、2004年8月に、包括的な少子化対策を発表している (総額8億 S ドル (約592億円) (GDP の0.4%))。

出産奨励金	ベビーボーナス 第1子・第2子：3,000 S ドル 第3子・第4子：6,000 S ドル ※ 第2子、第3子に対して支給されていたベビーボーナスを2004年8月より第1子と第4子にも適用拡大。
-------	--

3. 韓国

韓国の滞在は、わずか1日程度であったが、財政経済部と充実した議論を尽くすことができた。日本から、程近いところにある韓国は、面積：約10万平方キロメートル (朝鮮半島全体の45%) で、人口：約5000万人となっている。主要産業は、製造業、不動産賃貸業、建設業である。

シンガポールと異なり、韓国は税制改革を行っていないものの、財政健全化を進めていることは我が国と同じである。具体的には、国会財政法を制定（2006年10月に制定し、07年から施行）し、健全な財政を構築するための予算・税制等について規定している。

(1) 国家財政法

その内容を見てみると、具体的には、①「非課税・減免措置の見直し」として、国税全般にわたる230項目の非課税・減免措置（主な支援対象は、成長力強化と関連した R&D・設備投資及び勤労者・農漁民・中小企業等。2006年度：21.1兆ウォン（約2.5兆円））について、国税収入総額の一定割合以下になるよう限度を設定している。

さらに、「国税減免率」の上限を改定することで、「国税減免率」を経済成長率以下の伸びに抑制している。また、減免要求時には、既存減免の縮小・廃止等の財源調達方策を提示することを義務付けている。

（参考）【国税減免率％】＝{(租税特別措置による減収額（推計））÷（実際の国税収入額＋租税特別措置による減収額（推計））}＋0.5％

(注) 国税全体として、上記枠内におさめる制度。過去3年間の平均減免率でキャップをかける。

第88条（国税減免の制限）

- ① 財政経済部長官は大統領令に定める当該年度国税収入総額と国税減免額総額を合わせた金額に対し国税減免額総額が占める比率（以下「国税減免率」という）が大統領令に定める比率以下となるよう努力しなければならない。
- ② 各中央官署の長は新しい国税減免措置を要請する時には、大統領令に定めるところにより減免額を補充するための既存の国税減免措置の縮小又は廃止方策その他必要な事項を作成し、財政経済部長官

に提出しなければならない。

さらに専門家で構成される租税減免評価委員会を新設し、非課税・減免制度に対する成果等を審査している。

また、社会経済状況の変化に対応した租税政策の構築に向けて、2005年に大統領の諮問機関である政府革新地方分権委員会内に租税改革特別委員会を設置して、報告書を作成している。※この報告書の基本方向は以下のとおり。①経済活力増進のための潜在成長力の拡充、②税制の正常化及び公平性の向上、③租税制度の合理化及び簡素化、④少子化・高齢化、環境問題等、未来社会に備えた税制の構築、⑤国家の均衡ある発展支援のための地方税制改革

このような改革を進めている背景としては、2000年代以後、租税負担率は20％台で安定傾向を維持する一方、国民負担率は23％台から2005年には25％水準へと上昇していることがある（ただし、規模だけで考えれば未だ年金などの社会保障制度は未成熟で、その支出の対GDP比は低い）。しかしながら、他のアジア諸国同様、今後、少子高齢化の進展により、社会保障費が増大していくことが見込まれている。

※ なお、経済財政政策の中長期的展望を示すため、2006年9月「ビジョン2030（副題：「共に前進する希望の韓国」）」を策定（租税政策ではない）。

これは、今後の財政経済政策運営方針を示したもので、①2030年までに財政支出のうち福祉分野の支出の占める割合を25.5％（2005年）から40％まで引き上げること、②一人当たりの国民所得を現在の3倍（1万6,000ドル（約1,560万ウォン：約187万円）→4万9,000ドル（約4,778万ウォン：約573万円））へ引き上げること等を明記。社会保障負担などで追加的に1,100兆ウォン（約132兆円）が必要と明記しているものの、その財源については今後の議論。

このような取組を行い、全体として、2010年までは、歳出構造の調整、非課税・減免の縮小及び課税の透明性の向上等を通じ、社会保障等の所要財源に充当することとしている。更なる社会保障費の増大の中での財源調達方策に関しては、今後国民的議論が必要であるが、「今後考えられる選択肢」としては、①国債で調達する方策（ただし財政の持続可能性が弱体化）、②租税で調達する方策（ただし税率引上げ又は税目を新設する必要）、③国債と租税の双方で調達する方策があるとし、検討が進められている。

(2) その他の取組

特筆すべき取組として、韓国では課税の透明性の向上を図っている。これは、納税者番号を活用するものであり、具体的には、事業を営む個人又は法人には事業者登録番号を交付している。さらに、事業者が他者との取引時に発行する税金計算書又は領収書には事業者登録番号を記載し、付加価値税等に関し、国税庁が購入者及び売上者の税金計算書について、国税情報網（TIS）で cross-check して相互の不一致部分を確認することとしている。また、個人には住民登録番号を出生時に付与し、個人の金融所得等を把握している。

さらに、電子申告制度の促進による納税コストの縮減を図っている。韓国の2006年における電子申告利用率は、付加価値税申告の77.9%、源泉税申告の92.9%である。これは、手続きが容易な付加価値税から導入し、法人税・所得税等へ電子申告を拡大した結果である。

なお、シンガポールと異なり、韓国は、法人税率（25%）は主要国と比較して高い水準ではないとして、今後の法人税率引下げはかなり慎重であった。

(3) 少子化対策

シンガポール同様、韓国も少子化が進んでおり、出生率低下を防止するための少子化対策も

行っている。

出生率：2000年：1.47→01年：1.30→
02年：1.17→03年：1.19→
04年：1.16→05年：1.08

この出生率低下の背景は、95年までは人口数の調整の観点から、出産抑制政策を採っていたことによるが、96年から少子化対策へと方針転換している（徴兵制を実施しており、少子化が進めば、軍隊の数が少なくなるとの議論が起こったためとのことであった）。

具体的な対策として、2003年12月に大統領府に「高齢化と未来社会委員会」を設置している。2004年1月には「少子・高齢社会対応のための国家戦略」を策定し、2006年7月に2010年までに出生率を OECD 加盟国の平均1.6にすることを目標とする「セロマジプラン2010」を策定している。

なお、「セロマジプラン2010」では、5年間で少子化対策：19兆ウォン（約2.3兆円）、高齢化対策：13兆ウォン（約1.6兆円）を投入予定である（GDP（848兆ウォン（約102兆円））比で、0.3%程度）。（我が国の児童手当に相当する制度は存在しない。）

ただし、①雇用の問題（特に若年者の雇用が不安定）、②女性の社会進出の増加による機会費用の増大、③教育費の高騰、④子育てへの価値観の変化があり、少子化対策の効果は限定的とのことであった。

最後に

実質わずか4日間という駆け足の調査であったが、近隣アジアの取組が見えた出張であった。最後になるが、大使館の方々をはじめ、たいへんお世話になった方々に心よりお礼申し上げます。

（以 上）